

第1章

地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にあたって

第1章

地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にあたって

1. 策定の主旨

地域福祉とは、住み慣れた地域で、お互いが支え合い助け合うことにより、誰もがそれぞれの個性を活かし、地域の一員として生活を送ることができる地域社会をつくることです。

現在、本市は人口減少局面にあり、地域社会の担い手不足のほか、地域コミュニティの希薄化に伴う、地域における支え合いの機能低下が懸念されており、地域が抱える課題も多様化しています。

こうした課題の解決のためには、行政や関係機関・団体、事業者、ボランティア等のつながりを深めることに加え、高齢者や障がい者、子どもや生活困窮などの制度や分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていける社会の構築が求められています。

本市では、現計画の「第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画」の計画期間が2019年度(令和元年度)から2023年度(令和5年度)までの5年間となっていることから、新たな計画として「第5期大分市地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画」を策定することといたしました。

策定にあたり、本市では、「第3期地域福祉計画」から大分市社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」と一体的に策定し、互いに連携を強化することで本市の地域福祉の推進に取り組んできたことから、引き続き、両計画を一体的に策定することで、これまでの取り組みを継続しつつ、新たな課題へ対応していくことといたしました。

また、この間策定してきた大分市成年後見制度利用促進基本計画や大分市再犯防止推進計画に加えて、社会福祉法改正に伴い、新たに策定する大分市重層的支援体制整備事業実施計画を「第5期大分市地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画」に含めることで、より広範な施策に取り組んでいくことといたします。



2. 地域福祉関係の最近の動向

地域福祉に関する近年の国の動向は以下のとおりです。

(1) 2016年(平成28年)6月

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化から、国民の抱える福祉ニーズは多様化しています。

このため、政府が2016年(平成28年)6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が、“地域”“暮らし”“生きがい”を共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提示しており、下記の取り組みなどを進めるとされました。

- ① 支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。
- ② 寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

(2) 2018年(平成30年)4月

本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来に伴い、2018年(平成30年)4月の社会福祉法改正では、主に次の3点が規定されました。

- ① 地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会という、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念。
- ② 「我が事・丸ごと」の理念を実現するため、地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ関係機関と連絡調整等を行う体制の整備など、市町村が包括的な支援体制づくりに努めること。
- ③ 市町村に対し、地域福祉計画の策定を努力義務とするとともに、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけ、地域福祉計画を充実させること。

(3) 2021年(令和3年)4月

2021年(令和3年)4月の社会福祉法の改正では、重層的支援体制整備事業が創設されました。当事業においては、相談者の属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める、社会とのつながりをつくる支援を行う、アウトリーチ等を通じて支援が届いていない人に支援を届ける等の取り組みを一体的に展開することで、生活課題の複雑化・複合化に対応することとしています。

このほか、本改正では、「地域福祉の推進は、地域住民等が相互に助け合って地域福祉に参画すること」と示され、地域住民が主体であることが明文化されました。

3. 計画の位置づけについて

「大分市地域福祉計画」

社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する計画です。

住民、住民組織、関係団体などの参加を得て、地域が抱える現状や課題を明らかにし、それに対応するサービスを確保し提供する体制を検討・整備することを目的とし、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を定める「福祉の上位計画」に位置づけられています。

なお、本計画の実施にあたっては大分市総合計画を最上位計画として、防災、教育、まちづくりなどのあらゆる分野との連携を図りながら推進します。

「大分市社会福祉協議会地域福祉活動計画」

社会福祉法第109条に規定されている「市町村社会福祉協議会」が策定する計画です。

地域住民や民間団体の自主・自発的な福祉活動計画や意見を根底に策定された民間の「行動・活動」計画であり、住民参加を前提とした実践計画となっています。

地域福祉計画と同じく、「地域」を主体とし、地域福祉の推進という共通の目的を持っていることから、2014年(平成26年)策定の第4次計画より、地域福祉計画と一体的な策定を行い、効果的な事業推進を図っています。

「大分市重層的支援体制整備事業実施計画」

社会福祉法第106条の5に基づく計画です。

重層的支援体制整備事業は、各分野で取り組んできた既存の仕組みや事業等を活かし、生活課題の複雑化や多様化で支援が届いていない人を、適切な支援や制度利用につなげる支援体制を構築するものです。

新たな地域福祉計画においては、これまでの計画で取り組んできた包括的な相談支援体制等を発展的に展開する必要があることから、地域福祉計画に「大分市重層的支援体制整備事業実施計画」を位置づけ、一体的に施策の展開を図ることとします。

「大分市成年後見制度利用促進基本計画」

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく計画です。

認知症や知的障がい及び精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方でも、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的としています。

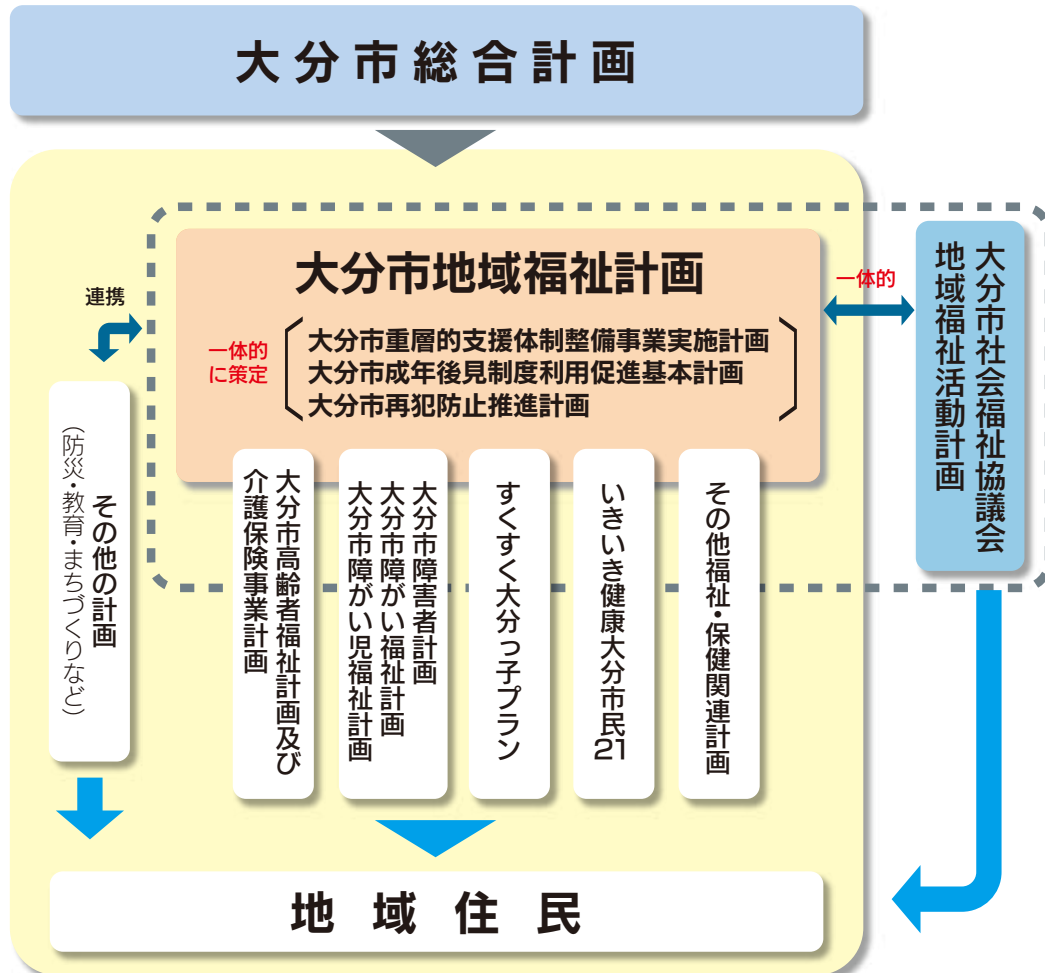
国が示す地域福祉計画策定ガイドラインにおいて、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野とされていることから、地域福祉計画に「大分市成年後見制度利用促進基本計画」を位置づけ、一体的に施策の展開を図ることとします。

「大分市再犯防止推進計画」

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく計画です。

支援を必要としながらも孤立した状況にある犯罪をした人等が、自分らしく健やかに暮らすための支援のあり方を明らかにするとともに、国や県、民間団体等との連携を強化し、更生や再犯防止につなげ、犯罪被害にあう人の減少と立ち直ろうとする人を受け入れる地域社会を目指し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目的としています。

国が示す地域福祉計画策定ガイドラインにおいて、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野とされていることから、地域福祉計画に「大分市再犯防止推進計画」を位置づけ、一体的に施策の展開を図ることとします。



4. 社会福祉協議会とは

(1) 法律上の位置づけと責務

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定される「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、主に次の事業を行っています。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施。
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助。
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成など。

(2) 民間組織としての性格

行政の福祉サービスのみでは十分に対応できない民間レベルでの自発的な福祉活動を展開できる公共的団体として、戦後間もない頃より組織化されてきた経緯があります。公共性と民間性を持ち合わせた団体として高齢者、障がい者、子どもなどを対象に、地域住民やボランティア等と協働した地域福祉活動や福祉サービスを展開しています。

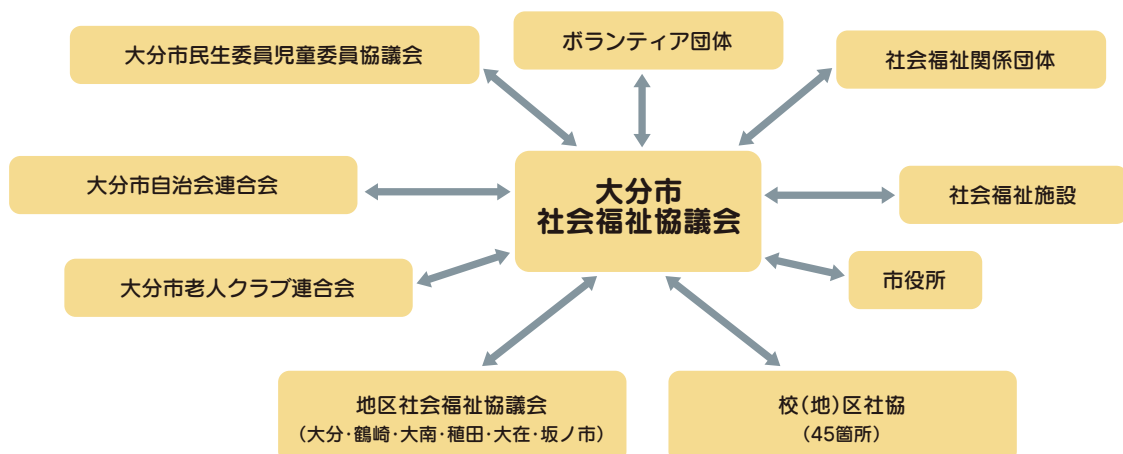
(3) 社会福祉協議会の組織

大分市社会福祉協議会は、大分市における地域福祉を推進することを目的に設立され、1967年(昭和42年)に社会福祉法人として法人化された団体です。その後、2005年(平成17年)1月に旧佐賀関町社会福祉協議会、旧野津原町社会福祉協議会と合併し、広範な市民の参画を得て各種活動を行っています。

また、市内には、1963年(昭和38年)の市町村合併時の行政区域を範囲として福祉活動を行う大分、鶴崎、大南、植田、大在、坂ノ市の各地区社会福祉協議会のほか、概ね小学校区を範囲として住民で組織された任意団体である校(地)区社会福祉協議会(以下「校(地)区社協」という。)があります。

現在、校(地)区社協は45箇所を設置され、地域のみなさんが主体となって地域の実情に応じた助け合い、支え合いによる心豊かな地域社会を目指して活動しています。

市社協と関係団体との関係



地域の中では、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティアなどの住民組織のほか、社会福祉団体、社会福祉施設などがそれぞれの立場でお互いに連携を取りながら地域活動を行っています。

校(地)区社協は、地域社会の福祉課題・生活課題を見つけ、その解決方法をこうした住民組織や福祉団体、専門・相談機関などに加え市役所とも協力・連携して課題解決に取り組むところに大きな特徴があります。

地域のみんなで考え、話し合い、協働して解決を図ることができるのが校(地)区社協の最大の利点といえます。



5. 計画期間

本計画の計画期間は、2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)までの5年間とします。これは継続性をもって取り組みを推進し、評価を行いながら関係する他の計画との整合を図り、必要に応じて見直しを行うことを考慮して設定しています。

本計画と関係する他の計画期間

	年 度										
計画名	2019 (R 1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
大分市総合計画	基本構想						次期基本構想				
		第2次基本計画					次期基本計画				
大分市地域福祉計画 大分市社会福祉協議会 地域福祉活動計画	第4期計画 第5次計画					第5期計画 第6次計画					次期 計画
大分市重層の支援体制 整備事業実施計画	—					第1期計画					
大分市成年後見制度 利用促進基本計画			第1期計画			第2期計画					
大分市再犯防止推進 計画				第1期計画		第2期計画					
大分市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画			第8期計画			第9期計画		次期計画			
大分市障害者計画		第3期改訂版					次期計画				
大分市障がい福祉計画 大分市障がい児福祉 計画			第6期計画 第2期計画			第7期計画 第3期計画		次期計画			
すくすく 大分っ子プラン		第2期プラン					次期計画				
大分市人権教育・啓発 基本計画	現行計画										
いきいき健康 大分市民 21	第2期計画				(2年延長)		次期計画				
大分市食育推進計画	第3期計画				(2年延長)						
大分市民のこころと いのちを守る自殺対策 行動計画	1期計画			延長計画			次期計画				

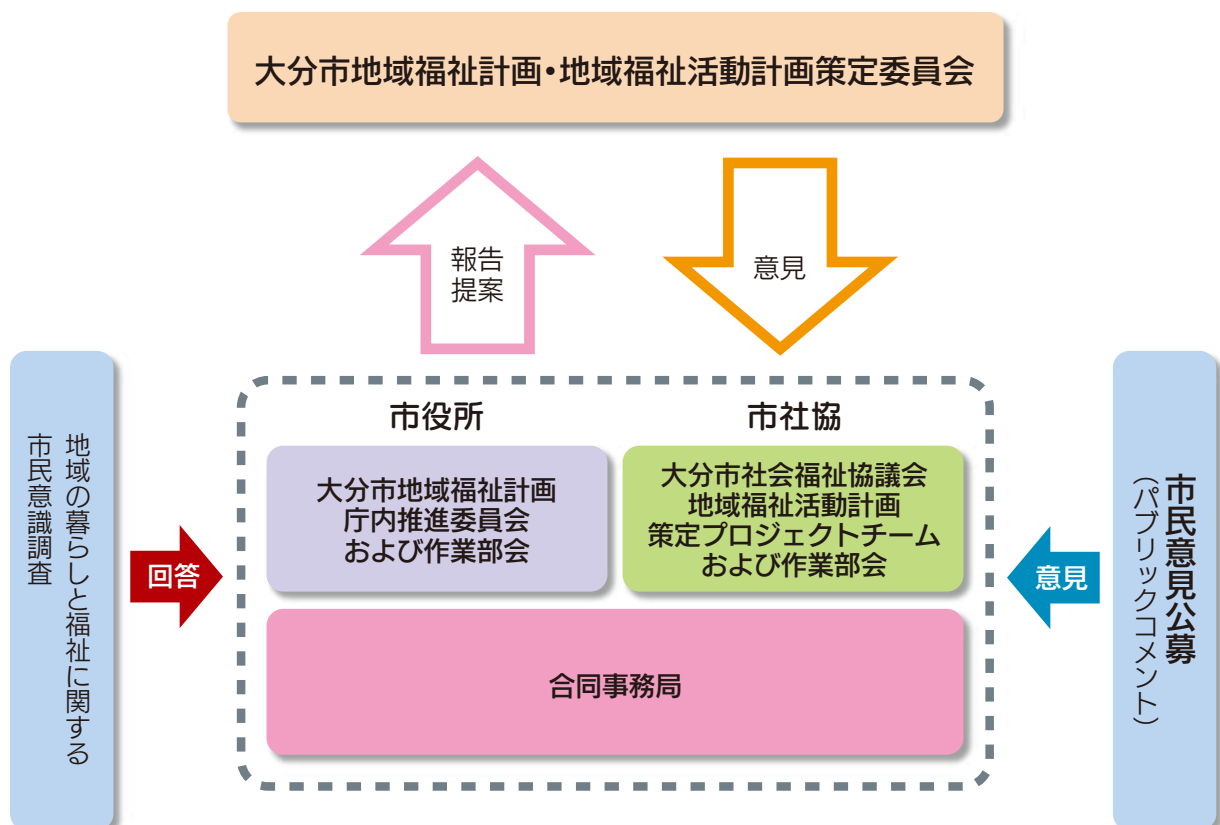
6. 計画の策定体制

本計画は、住民、住民組織、様々な関係団体など地域福祉の関係者の意見を十分に反映させながら策定する計画です。

策定にあたり、18歳以上の市民から無作為に抽出した3,600名を対象に「地域の暮らしと福祉に関する大分市民意識調査」を行い、その調査結果から地域福祉に関する現状と課題を分析しました。

また、市役所と市社協による計画策定にむけた合同事務局を設置し、それぞれの内部組織での検討を行い、学識経験者、地域代表、専門機関代表、公募による市民の代表、並びに市役所および市社協職員から構成される「大分市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」での議論や市民意見公募(パブリックコメント)での意見を踏まえて策定しました。

計画の策定体制



7.SDGs への取り組みについて

SDGsは、2015年(平成27年)の国連サミットにおいて、2030年(令和12年)まで持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって17の開発目標が設定されています。

17の持続可能な 開発目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国連広報センター

本計画では、地域共生社会の実現に資する分野に対する取り組みを推進することで、以下に掲げる10の目標達成に寄与します。

